

医療、福祉等関連分野におけるアルコール依存症の教育状況

<基本計画（抜粋）>

（１）学校教育等の推進 ③医学・看護・福祉・介護・司法等の専門教育

その他の医療、福祉等関連分野についても、基本法の趣旨を踏まえ、各種資格の養成課程の教育内容にアルコール依存症の問題を位置づけること等を推進するとともに、関係教育機関に必要な周知を行う。

<社会福祉士、精神保健福祉士>

社会福祉士及び精神保健福祉士の養成カリキュラムでは、アルコール依存症に関する認識が円滑に進むよう、複数の科目において、心の健康や社会問題といった視点でアルコール依存症について学習している。

【養成課程のカリキュラム（一部）】

- 社会福祉士や精神保健福祉士の養成課程のカリキュラムのうち、「心理学と心理的支援」「社会学と社会システム」「社会福祉の原理と政策」「地域福祉と包括的支援体制」などで、**「教育に含むべき事項（内容）」として「依存症」が挙げられている。**
- 特に、精神保健福祉士では、「現代の精神保健の課題と支援」の「⑥精神保健に関する発生予防と対策」として、**「社会問題としての依存症対策」「個人及び家族への依存症対策（家族相談・減酒支援・受療支援）」「SBIRTS」といった「アルコール問題に対する対策」が「想定される教育内容の例」として示されている。**

<看護職>

看護職については、保健師助産師看護師国家試験出題基準において、依存症対策に関する項目が盛り込まれており、**看護職として具有すべき基本的な知識及び技能として位置づけている。**

【看護師の国家試験の出題基準】

- 科目「疾病の成り立ちと回復の促進」
 - ・ アルコール性肝炎
 - ・ 精神作用物質（アルコール、薬物）使用による精神・行動の障害
- 科目「健康支援と社会保障制度」
 - ・ アルコール健康障害対策基本法
- 科目「母性看護学」
 - ・ 嗜好品（喫煙、アルコール、カフェイン）